

○ 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

(昭和60年4月1日条例第7号)

〔沿革〕

昭和61年12月23日条例第48号
〔第1次改正〕
昭和63年12月21日条例第65号
〔第2次改正〕
平成元年7月14日条例第53号
〔第3次改正〕
平成2年7月23日条例第20号
〔第4次改正〕
平成3年7月29日条例第25号
〔第5次改正〕
平成5年7月9日条例第21号
〔第6次改正〕
平成5年10月19日条例第31号
〔第7次改正〕
平成6年12月16日条例第52号
〔第8次改正〕
平成7年7月21日条例第26号
〔第9次改正〕
平成10年7月1日条例第35号
〔第10次改正〕
平成11年3月31日条例第20号
〔北海道税条例の一部を改正する条例附則第14項による改正〕
平成11年12月17日条例第54号
〔第11次改正〕
平成12年7月21日条例第95号
〔第12次改正〕
平成12年12月20日条例第125号
〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例第3条による改正〕
平成13年7月10日条例第46号
〔第13次改正〕
平成13年10月19日条例第60号
〔第14次改正〕
平成14年7月10日条例第49号
〔第15次改正〕
平成14年10月18日条例第61号
〔北海道条例の左横書きの実施等に関する条例第2条・第3条による改正〕
平成15年8月8日条例第43号
〔第16次改正〕

平成16年7月6日条例第80号
〔第17次改正〕
平成17年7月12日条例第68号
〔第18次改正〕
平成18年7月14日条例第63号
〔第19次改正〕
平成19年7月20日条例第47号
〔北海道税条例の一部を改正する条例附則第4項による改正〕
平成19年7月20日条例第48号
〔第20次改正〕
平成20年3月31日条例第16号
〔第21次改正〕
平成20年6月30日条例第80号
〔第22次改正〕
平成21年7月10日条例第67号
〔第23次改正〕
平成22年3月31日条例第12号
〔第24次改正〕
平成22年6月29日条例第36号
〔第25次改正〕
平成23年7月19日条例第34号
〔第26次改正〕
平成23年12月20日条例第58号
〔第27次改正〕
平成25年7月16日条例第37号
〔第28次改正〕
平成27年7月21日条例第42号
〔第29次改正〕
平成27年12月15日条例第57号
〔第30次改正〕
平成28年7月19日条例第79号
〔第31次改正〕
平成29年3月31日条例第9号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例附則第9項による改正〕
平成29年7月18日条例第43号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第2条による北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月31日北海道条例第9号）附則第9項による改正〕

平成29年7月18日条例第44号
〔第32次改正〕
平成29年12月18日条例第60号
〔第33次改正〕
平成30年10月19日条例第50号
〔第34次改正〕
令和元年7月23日条例第5号
〔第35次改正〕

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例をここに公布する。
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例
題名改正〔平成14年条例第49号・22年12号〕

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 - 第2章 過疎地域における課税免除（第7条—第11条）
 - 第3章 離島振興対策実施地域における課税免除（第12条—第16条）
 - 第4章 促進区域における課税免除（第17条・第18条）
 - 第5章 認定半島産業振興促進計画区域における不均一課税（第19条—第22条）
 - 第6章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税（第23条—第26条）
 - 第7章 振興山村産業振興施策促進区域における不均一課税（第26条の2—第26条の4）
 - 第8章 特定地方活力向上地域における課税免除等（第27条—第31条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、特定地域等（次条各号に掲げる地域及び区域をいう。第3条において同じ。）における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税について、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の特例を設けるものとする。
一部改正〔平成14年条例49号・22年12号・23年34号・27年42号〕

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。
- (2) 離島振興対策実施地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (3) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。第4章において「地域経済牽引事業促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。
- (4) 認定半島産業振興促進計画区域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に掲げる区域をいう。

- (5) 原子力発電施設等立地地域 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。）第3条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (6) 振興山村産業振興施策促進区域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画（第7章において「山村振興計画」という。）に記載された同条第4項第1号に掲げる区域をいう。
- (7) 特定地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地域再生計画で道が作成したものに記載されている地方活力向上地域（同法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域をいう。）をいう。
一部改正〔昭和61年条例48号・63年65号・平成元年53号・2年20号・5年21号・31号・6年52号・11年54号・12年95号・125号・13年46号・60号・14年49号・16年80号・18年63号・19年48号・20年16号・22年12号・23年34号・58号・25年37号・27年42号・57号・28年79号・29年60号・30年50号・令和元年5号〕

（課税免除等の対象者）

第3条 この条例による課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）は、特定地域等内において事業を営み、かつ、当該事業につき公害を防止するための適切な措置を講じている者であって規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）に対して行う。

一部改正〔平成22年条例12号・23年34号〕

（課税免除等の申請）

第4条 この条例の規定により課税免除等を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

一部改正〔平成23年条例34号〕

（課税免除等の取消し）

第5条 知事は、この条例の規定により課税免除等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除等を取り消すことができる。

- (1) 課税免除等の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により課税免除等を受けたとき。

一部改正〔平成23年条例34号〕

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 過疎地域における課税免除

一部改正〔平成22年条例12号〕

（事業税の課税免除）

第7条 過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業（過疎法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（道において課

する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)のうち当該設備に係るものとして過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第2条の定めるところにより計算した額に対して課する事業税を免除するものとする。

一部改正〔平成2年条例20号・12年95号・14年49号・22年12号・36号・23年34号・29年43号・44号〕

第8条 過疎地域内において、畜産業又は水産業を行う特定事業者(個人に限る。)でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、過疎法第2条第2項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日(以下「過疎地域公示の日」という。)の属する年以後の各年のその者のこれらの事業に係る所得金額に対して課する事業税を免除するものとする。

2 前項の規定による課税免除は、その者が事業税の課税免除を受けた最初の年度から5箇年度間に限り行うものとする。

一部改正〔平成12年条例95号・125号・22年12号・23年34号〕

(不動産取得税の課税免除)

第9条 過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得(過疎地域公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

一部改正〔平成2年条例20号・12年95号・22年12号・36号・23年34号・29年44号〕

(道固定資産税の課税免除)

第10条 過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの(過疎地域公示の日以後において取得したものに限り)に対して課する道固定資産税(当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り)を免除するものとする。

一部改正〔平成12年条例95号・22年12号・36号・23年34号・27年42号・29年44号〕

(課税免除の期限)

第11条 この章の規定による課税免除は、令和3年3月31日までに限って行うものとする。

一部改正〔平成元年条例53号・2年20号・12年95号・22年12号・36号・25年37号・令和元年5号〕

第3章 離島振興対策実施地域における課税免除

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成22年条例12号〕

(事業税の課税免除)

第12条 離島振興対策実施地域内において、次に掲げる事業の用に供する設備で規則で

定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第3条の定めるところにより計算した額に対して課する事業税を免除するものとする。

- (1) 製造の事業
- (2) 旅館業
- (3) 情報サービス業
- (4) 有線放送業
- (5) インターネット附随サービス業
- (6) 次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前3号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析に係る業務
 - ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
 - イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務
- (7) 当該離島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを店舗において主に当該離島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成15年条例43号・22年12号・23年34号・25年37号・27年42号〕

第13条 離島振興対策実施地域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う特定事業者（個人に限る。）でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、離島振興法第2条第2項の規定による国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「離島振興対策実施地域公示の日」という。）の属する年以後の各年のその者のこれらの事業に係る所得金額に対して課する事業税を免除するものとする。

- 2 前項の規定による課税免除は、その者が事業税の課税免除を受けた最初の年度から5箇年度間に限り行うものとする。
追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成12年条例125号・22年12号・23年34号〕

（不動産取得税の課税免除）

第14条 離島振興対策実施地域内において、第12条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（離島振興対策実施地域公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成15年条例43号・22年12号・23年34号・25年

(道固定資産税の課税免除)

第15条 離島振興対策実施地域内において、第12条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（離島振興対策実施地域公示の日以後において取得したものに限り。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り。）を免除するものとする。

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成15年条例43号・22年12号・23年34号・25年37号・27年42号〕

(課税免除の期限)

第16条 この章の規定による課税免除は、令和5年3月31日までに限って行うものとする。

追加〔平成5年条例21号〕、一部改正〔平成15年条例43号・22年12号・25年37号・令和元年5号〕

第4章 促進区域における課税免除

全部改正〔平成20年条例16号〕、一部改正〔平成22年条例12号・29年60号〕

(不動産取得税の課税免除)

第17条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。次条において「地域経済牽引事業促進省令」という。）第3条第1号に規定する期間内に、地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設（以下この章において「承認地域経済牽引事業用施設」という。）で規則で定めるものを促進区域内に設置した特定事業者（地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。次条において同じ。）については、当該承認地域経済牽引事業用施設の用に供する家屋（規則で定める部分に限る。）及びその敷地である土地の取得（地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

全部改正〔平成20年条例16号〕、一部改正〔平成22年条例12号・23年34号・29年60号〕

(道固定資産税の課税免除)

第18条 地域経済牽引事業促進省令第3条第1号に規定する期間内に、承認地域経済牽引事業用施設で規則で定めるものを促進区域内に設置した特定事業者については、当該承認地域経済牽引事業用施設の用に供する構築物（地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日以後に取得したものに限り、かつ、規則で定める部分に限る。）に対して課する道固定資産税（当該構築物を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り。）を免除するものとする。

全部改正〔平成20年条例16号〕、一部改正〔平成22年条例12号・23年34号・29年60号〕

第5章 認定半島産業振興促進計画区域における不均一課税

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔平成5年条例21号・22年12号・27年42号〕

（事業税の不均一課税）

第19条 認定半島産業振興促進計画区域内において、次に掲げる事業の用に供する施設又は設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該施設又は設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該施設又は設備に係るものとして半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第2条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項第1号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

- (1) 製造の事業
- (2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ又はインターネット利用サポート業に係るものを行う業種をいう。）に属する事業
- (3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であって当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業
- (4) 当該半島振興対策実施地域（半島振興法第2条第1項の規定により指定された地域をいう。以下この号において同じ。）において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- (5) 旅館業

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔昭和63年条例65号・平成5年21号・7年26号・10年35号・16年80号・17年68号・18年63号・19年47号・22年12号・23年34号・27年42号〕

（不動産取得税の不均一課税）

第20条 認定半島産業振興促進計画区域内において、前条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（半島振興法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間（次条において「計画期間」という。）の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔昭和63年条例65号・平成5年21号・7年26号・17年68号・22年12号・23年34号・27年42号〕

（道固定資産税の不均一課税）

第21条 認定半島産業振興促進計画区域内において、第19条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（計画期間の初日以後において取得したものに限る。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔平成5年条例21号・7年26号・22年12号・23年34号・27年42号〕

（不均一課税の期限）

第22条 この章の規定による不均一課税は、令和7年3月31日までに限って行うものとする。

追加〔昭和61年条例48号〕、一部改正〔平成元年条例53号・5年21号・7年26号・17年68号・22年12号・27年42号・令和元年5号〕

第6章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号〕

（事業税の不均一課税）

第23条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額（道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第

2条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項第1号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号〕

(不動産取得税の不均一課税)

第24条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号〕

(道固定資産税の不均一課税)

第25条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後において取得したものに限り。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り。）の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号〕

(不均一課税の期限)

第26条 この章の規定による不均一課税は、令和3年3月31日までに限って行うものとする。

追加〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号・令和元年5号〕

第7章 振興山村産業振興施策促進区域における不均一課税

追加〔令和元年条例5号〕

（不動産取得税の不均一課税）

第26条の2 振興山村産業振興施策促進区域内において、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成3年自治省令第8号。次条において「山村振興省令」という。）第2条第1号に規定する期間内に、当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（当該山村振興計画に記載された山村振興法第8条第4項第4号に掲げる期間（次条において「計画期間」という。）の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

追加〔令和元年条例5号〕

（道固定資産税の不均一課税）

第26条の3 振興山村産業振興施策促進区域内において、山村振興省令第2条第1号に規定する期間内に、当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（計画期間の初日以後において取得したものに限り。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り。）の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	2分の1
第3年度	4分の3

追加〔令和元年条例5号〕

（不均一課税の期限）

第26条の4 この章の規定による不均一課税は、令和7年3月31日までに限り行うものとする。

追加〔令和元年条例5号〕

第8章 特定地方活力向上地域における課税免除等

追加〔平成27年条例57号〕、一部改正〔平成30年条例50号・令和元年5号〕

（事業税の不均一課税）

第27条 特定地方活力向上地域内において、地域再生法第17条の2第3項の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日までとする。以下この章において同じ。）の間に、同法第5条第4項第

5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で規則で定めるもの（以下この章において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した移転型特定事業者（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第1条に規定する公示日（次条及び第29条において「公示日」という。）から令和2年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者であって同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施するものをいう。次条及び第30条において同じ。）については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして同令第3条の定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

追加〔平成27年条例57号〕、一部改正〔平成28年条例79号・30年50号・令和元年5号〕

（不動産取得税の課税免除等）

第28条 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した移転型特定事業者については、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。次条において同じ。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

追加〔平成27年条例57号0〕、一部改正〔平成3年条例50号〕

第29条 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した拡充型特定事業者（公示日から令和2年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者であって地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施するものをいう。第31条において同じ。）については、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

追加〔平成30年条例50号〕、一部改正〔令和元年条例5号〕

（道固定資産税の課税免除等）

第30条 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した移転型特定事業者については、当該特別償却設備である償却資産に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。次条において同じ。）を、第1年度にあっては免除するものとし、第2年度及び第3年度にあっては、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、第2年度は4分の1を、第3年度は2分の1

を乗じた税率で課するものとする。

追加〔平成27年条例57号〕、一部改正〔平成30年条例50号〕

第31条 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した拡充型特定事業者については、当該特別償却設備である償却資産に対して課する道固定資産税の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	3分の1
第3年度	3分の2

追加〔平成30年条例50号〕

附 則

- この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 北海道税条例附則第13条に規定する法人の事業税についての第19条、第23条及び第27条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条及び第23条	又は第43条の2第1項第1号	及び同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条
第19条、第23条及び第27条	これらの規定	同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条
第27条	又は第43条の2第1項	及び同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条

注 平成31年10月1日から施行〔29年43号〕

- 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第2条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条に規定する法人の事業税についての第19条、第23条及び第27条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条	又は第43条の2第1項第1号	及び北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）第2条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条の規定により読み替えて適用される北海道税条例（第23条及び第27条において「読替え後の税条例」という。）第39条
第19条、第23条及び第27条	これらの規定	同条
第23条	又は第43条の2第1項第1号	及び読替え後の税条例第39条

第27条

又は第43条の2第1項及び読替え後の税条例第39条

全部改正〔平成27年条例57号〕、一部改正〔平成29年条例43号〕

- 3 第20条、第24条、第26条の2又は第29条に規定する家屋の敷地である土地の取得、その取得が北海道税条例附則第7条の3第1項に規定する期間に行われた場合における第20条、第24条、第26条の2及び第29条の規定の適用については、これらの規定中「第44条」とあるのは「第44条及び附則第7条の3第1項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

全部改正〔平成23年条例34号〕、一部改正〔平成25年条例37号・27年57号・30年50号・令和元年5号〕

附 則（昭和61年12月23日条例第48号）

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、昭和61年6月27日から適用する。
- 3 北海道企業立地促進条例（昭和60年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 4 前項の規定による改正後の北海道企業立地促進条例の規定は、昭和61年6月27日以後に工場又は鉱業所用の建物又はその敷地である土地を取得した者に対する指定並びに当該建物及び土地に係る助成の措置について適用し、同日前に当該建物又は土地を取得した者に対する指定並びに当該建物及び土地に係る助成の措置については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年12月21日条例第65号）

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例第10条から第12条までの規定は、昭和63年6月18日以後に工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設する者に係る課税免除について適用する。

附 則（平成元年7月14日条例第53号）

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成元年5月18日から適用する。

附 則（平成2年7月23日条例第20号）

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）及び北海道企業立地促進条例（昭和60年北海道条例第8号）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

3 平成2年3月31日において現にこの条例による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例第3条第1項又は附則第3項の規定によりされている課税免除の対象の指定については、新条例附則第6項又は第7項の規定によりされる課税免除の対象の指定とみなす。

4 北海道企業立地促進条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成3年7月29日条例第25号)

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例第18条から第20条までの規定（製造の事業に係る部分を除く。）は、平成3年4月17日以後に産炭地域振興臨時措置法（昭和36年法律第219号）第6条の規定による政令で定められた事業の用に供する設備を新設し、又は増設する者に係る課税免除について適用する。

附 則 (平成5年7月9日条例第21号)

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例及び北海道企業立地促進条例（昭和60年北海道条例第8号）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

3 北海道企業立地促進条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成5年10月19日条例第31号)

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成5年8月3日から適用する。

附 則 (平成6年12月16日条例第52号)

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年7月21日条例第26号)

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年7月1日条例第35号)

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例第27条の規定は、平成10年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日条例第20号抄）

〔北海道税条例の一部を改正する条例附則第14項による改正の附則〕

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年12月17日条例第54号）

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月21日条例第95号）

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 3 平成12年3月31日において現にこの条例による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例第3条第1項の規定によりされている課税免除の対象の指定については、新条例附則第6項又は第7項の規定によりされる課税免除の対象の指定とみなす。

附 則（平成12年12月20日条例第125号）

〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

附 則（平成13年7月10日条例第46号）

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年10月19日条例第60号）

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成13年11月13日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例第23条の規定により事業税の課税免除を受けた者に係る事業税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則（平成14年7月10日条例第49号）

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例第7条から第9条までに規定する製造の事業の用に供する設備を低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において当該指定の日から40年以内の期間内に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月18日条例第61号）

〔北海道条例の左横書きの実施等に関する条例の附則〕

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年 8 月 8 日 条例第43号）

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）第22条及び附則第11項の規定は、平成15年 4 月 1 日から適用する。
- 3 新条例第18条、第20条及び第21条の規定中旅館業又はソフトウェア業に係る部分については、平成15年 4 月 1 日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。

附 則（平成16年 7 月 6 日 条例第80号）

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例第27条及び附則第 9 項の規定は、平成16年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の事業税の所得割及び平成16年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び平成15年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 6 号に規定する重点整備地区内において、総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令（昭和62年自治省令第33号）第 3 条第 1 号に規定する期間内に、旧条例第31条及び第32条に規定する特定民間施設を総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第 7 条に規定する同意基本構想に従って設置した指定事業者に係る不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 7 月12日 条例第68号）

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第30条の規定は、平成17年 4 月 1 日から適用する。
- 3 新条例第27条及び第28条の規定中旅館業に係る部分については、平成17年 4 月 1 日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用する。
- 4 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「特工条例」という。）第 2 条第 6 号に規定する拠点地区（以下「拠点地区」という。）内において、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令（平成 5 年自治省令第20号。以下「総務省令」という。）第 4 条第 1 号に規定する期間内に、この条例による改正前の特工条例（以下「旧条例」という。）第33条に規定する教養文化施設等を設置した特工条例第 4 条に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）に係る不動産取得税の不均一課税については、なお従前の例による。
- 5 総務省令第 4 条第 2 号に規定する期間内に、拠点地区のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第76号）第 6 条第 3 項に規定する拠点地区内において旧条例第35条に規定する産業業務施設を設置した指定事業者及び

拠点地区内において同条に規定する教養文化施設等を設置した指定事業者に係る道固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月14日条例第63号）

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の表の改正規定、附則中第9項を削り、第10項を第9項とする改正規定及び附則第11項の改正規定（同項を附則第10項とする部分に限る。）並びに次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第27条の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税の所得割について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10項及び次項の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 4 この条例による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例附則第11項の規定は、家屋の取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の0.3」とあるのは「100分の0.35」とする。

附 則（平成19年7月20日条例第47号抄）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（平成19年9月規則第89号で、同19年9月30日）から施行する。（後略）

附 則（平成19年7月20日条例第48号）

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第16号）

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成19年10月30日から適用する。

附 則（平成20年6月30日条例第80号）

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年7月10日条例第67号）

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例附則第10項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日条例第12号）

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条から第12条までに規定する工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を旧条例第2条第1号に規定する特定工業等導入地区内において平成21年12月31日までの間に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月29日条例第36号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）第11条の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 3 新条例第7条、第9条及び第10条の規定中情報通信技術利用事業に係る部分は、平成22年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。

附 則（平成23年7月19日条例第34号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例附則第3項の規定は、平成23年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。この場合において、同日からこの条例の施行の日の前日までの間における同項の規定の適用については、同項中「、第23条又は第26条」とあるのは「又は第23条」と、「、第23条及び第26条」とあるのは「及び第23条」と、「同条」とあるのは「100分の0.4」と、「同項」とあるのは「100分の0.3」とする。

附 則（平成23年12月20日条例第58号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月16日条例第37号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）第16条の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 新条例第12条、第14条及び第15条の規定中新条例第12条第3号から第6号までに掲げる事業に係る部分は、平成25年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。

附 則（平成27年7月21日条例第42号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第5章の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第10条の規定中旅館業（下宿営業を除く。次項において同じ。）に係る部分、新条例第12条及び第14条の規定中新条例第12条第7号に掲げる事業に係る部分並びに新条例第15条の規定中新条例第12条第2号及び第7号に掲げる事業に係る部分は、平成27年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。

3 新条例第19条から第21条までの規定は、平成27年4月1日以後に新条例第19条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する半島振興対策実施区域内において製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、旧条例第19条から第21条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年12月15日条例第57号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成27年10月8日から適用する。

附 則（平成28年7月19日条例第79号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第9号抄）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成29年7月18日条例第43号抄）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第43号）第2条による北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）の一部改正の附則抄〕

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（後略）

附 則（平成29年7月18日条例第44号）

〔特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第7条、第9条及び第10条の規定中農林水産物等販売業に係る部分は、平成29年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第7条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月18日条例第60号）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第4章の規定は、平成29年9月29日から適用する。

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の企業立地計画に従って、この条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第17条に規定する特定事業用施設を旧条例第2条第3号に規定する集積区域内に設置した者に係る不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月19日条例第50号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新

条例」という。) 第7章の規定は、平成30年6月1日以後に新条例第27条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第27条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月23日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。